

令和4年

秋の全国交通安全運動

令和4年9月21日(水)～9月30日(金)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

9月30日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です

けい帯電話
見ながら自転車
乗らないで!



第十回東京都交通安全ポスターコンクール(令和四年度実施)
知事賞 八王子市立横山第一小学校六年 有泉 貴史(ありいずみ たかし)さんの作品

東京都からみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内では、重大交通事故が多く発生しています。とりわけ歩行者の安全を確保することは、喫緊の課題です。運転される方は、スピードを出し過ぎず、「歩行者優先」を心掛けましょう。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者が安全に渡れるようにしてください。交差点においても、安全確認の徹底をお願いします。周囲に配慮する余裕をもって、運転してください。また、飲酒運転は、重大な犯罪です。絶対にやめましょう。

歩行者や自転車の方は、「信号を守る、道路に飛び出さない」といった、基本的な交通ルールを今一度確認しましょう。保護者の方は、お子さまに道路の安全な通行方法を、今一度教えてください。「横断歩道や交差点では、道路を渡る前に車が来ないことを確認し、車が来ているときは車が止まったことを確かめてから渡る」といった習慣が、命を守ることにになります。手をあげるなど、道路を渡ることを運転手さんに伝えることも大切です。

特に高齢ドライバーの方は、体調の優れない時には運転を控えましょう。また、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」の利用もお勧めします。運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してください。運転免許の自主返納やその後の生活サポートなど、安心・快適なノーカーライフについての確かなアドバイスがもらえるとします。

このリーフレットのチェックポイントを是非、ご一読ください。みんなで交通ルール、交通マナーを守り、悲惨な交通事故を無くして、「人」が輝く明るい未来の東京を一緒に創り上げてまいりましょう。



東京都知事
小池百合子

運転免許証の自主返納について

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転を卒業された際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。

引越し料金の割引

個人タクシーや一部の法人タクシー料金等の割引

デリバリー利用時のサービス

美容室利用時の特典

定期預金の金利優遇

高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店はこちらから

ノーカーライフを応援します

メガネ・補聴器等購入割引

温浴施設等の割引

シニアカー購入の割引、プレゼント等

美術館の入館料割引等

— 運転経歴証明書とは —

運転経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。(身分証明書として対応していない機関もありますのでご注意ください。)

運転免許試験場、運転免許更新センター、各警察署で申請することができます。

運転経歴証明書の交付申請ができる方

- 現住所が東京都内にあり、
- 有効な運転免許証を自主返納する方
 - 運転免許証の自主返納をした日から5年以内の方
 - 運転免許証の有効期間が過ぎてから5年以内の方



★免許返納及び運転経歴証明書の詳しい申請方法は、**警視庁ホームページ**をご覧ください。か、**各運転免許試験場、またはお近くの警察署（交通総務係）**にお問い合わせください。

ドライバーの皆さんへ！

STOP！ 横断歩道！

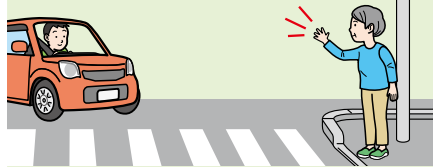
歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう！

ダイヤモンドや
標識を **チェック**



横断歩道等があることを示す**ダイヤモンド**や、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者が
いることを **チェック**



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意志の
疎通を **チェック**



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現するなどアクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」罰則3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ！

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェック✓+1（プラスワン）

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いいたします。

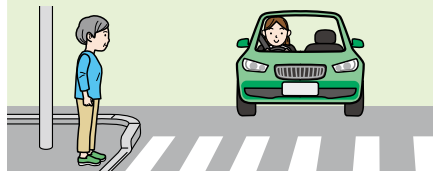
横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1（プラスワン）」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか
チェック



横断歩道を渡る前に
左右から車が来ていないか
確認しましょう

車が止まったか
チェック



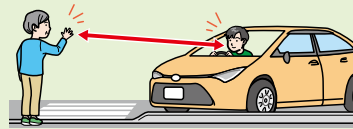
横断歩道を渡る前に
車がきちんと止まったか
確認しましょう

横断中も車を
チェック



横断歩道を渡っている間も
左右から車が来ないか
確認しましょう

さらに
効果的な
プラスワン
+1
アクション！

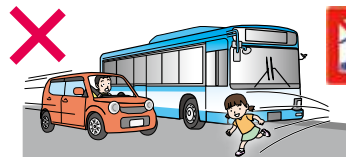
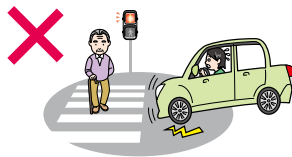


横断歩道を渡るときは、これから渡ることをアクションで（手をあげる・車の方を見るなど）運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう！

交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



令和4年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

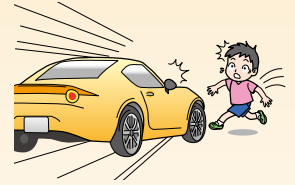
重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

保護者の方へ

都内では、子供の交通事故が多く発生しており、飛び出しや信号無視など子供側に原因のある事故もあります。

また、歩行中の交通事故死傷者数を年齢別に見ると、7歳が最多です。

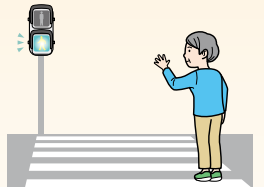
保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に道路の安全な通行方法を今一度教えていただくようお願いします。



高齢者の方へ

歩行中の死亡事故をみると、犠牲となった方の半数以上が高齢者です。

また、高齢歩行者の交通事故の半数以上が、自宅から500m以内で発生しています。慣れた道でも、必ず交通ルールを守り、十分な安全確認をお願いします。



全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。



重点② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

反射材を活用しましょう

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。

歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身につけるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

ライトは早めに点灯しましょう

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。

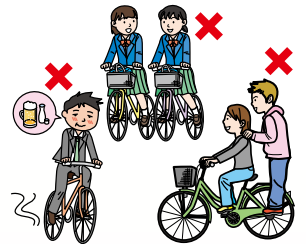
ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。



飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

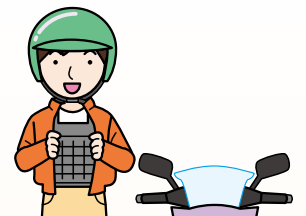
車もバイクも自転車も、お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



重点③ 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」をはじめ、信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認を徹底し交通ルールを守りましょう。二人乗り、並進、傘さし等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等の使用のほか、自転車での飲酒運転は禁止されていますし、事故の原因となり危険ですので絶対にしないでください。

また、自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。



重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の死亡事故の態様としては、単独事故が多くなっています。

交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。

車とのすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



重点⑤ 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードは、車両区分に沿った運転免許証が必要です。歩道通行は禁止されており、車道を左側通行しなければなりません。飲酒運転は絶対にしてはいけません。交通ルールを守り、安全に利用してください。

東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和4年8月発行 登録番号(4)26
令和4年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。